

## 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会に係る福島県からの再意見

平成 27 年 8 月 28 日  
福 島 県

貴省における特措法の検討に当たり、当県から意見を提出したところですが、それに対して検討会で示された国の考え方等において、内容の確認等をしたい項目がありますので、次のとおり改めて意見を提出します。

## I. 除染関係

## 1 農地除染

・環境省においては、積極的かつ主体的に除染実施が困難なほ場についての除染技術・手法を開発すること。

(再意見の理由)

当県からの意見「除染実施が困難なほ場についての除染技術・手法を開発すること。」に対し、明確な回答が示されていないため。

## 2 追加的除染

・市町村の除染において、直轄除染の事例を踏まえ、追加的除染の具体的な対象や手法を明確に示していただきたい。

(再意見の理由)

平成 26 年 3 月の第 11 回環境回復検討会にて示された考え方では、フォローアップ除染の具体的な手法などが示されていないため。

## 3 道路側溝等の放射性物質対策

・道路側溝については、空間線量率が低くても、堆積物に放射性物質が濃集し処理が困難とのことから、発災以降、清掃や土砂上げを 1 度も行うことができず、側溝外へ堆積物が流出する恐れのある市町村がある。

・このような状況を踏まえ、道路側溝堆積物の処理について、財政措置の対象としていただきたい。

(再意見の理由)

地上 1m の空間線量率が  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  以上の地点以外の地点については、財政措置の対象とされていないため。

## II. 汚染廃棄物関係

### 1 特措法第13条関係（対策地域内廃棄物処理計画）

・対策地域内廃棄物処理計画は改定から2年近くが経過し、状況が進展している（仮設焼却施設の整備や処理対象に荒廃家屋等を追加など）ので、それらを踏まえた計画に早期に見直していただきたい。

・併せて、その際には当初の意見に示した「①帰還困難区域についても早期に処理方針を明確にし、各市町村の復興計画の実現に支障がないよう対応すること。②各市町村の状況を踏まえた処理スケジュールと終期目標を早期に示すこと。」を反映していただきたい。

（再意見の理由）

現状を踏まえた対策地域内廃棄物処理計画としていただきたいため。

### 2 同法施行規則第3条第1号関係（対策地域内廃棄物から除かれる廃棄物）

・事業活動を再開するために排出された廃棄物は、事業活動により生じた廃棄物ではなく、事業者にとっては、いわゆる片付けごみであり、特措法に基づく対策地域内廃棄物であるので、個人の片付けごみと同様に、同法に基づき国の責任により処理すべきである。

【福島県の考え】

賞味期限切れなど、社会通念上、明らかに平成24年4月12日以前に生じた廃棄物であれば、「対策地域内廃棄物」に該当する。

【環境省の考え（※従前からの協議を踏まえた当県での推定）】

占有者の意志や社会通念上の考えとは別に、排出された時点で判断し、立入制限が解除され、営業再開のための清掃や片付けで生じた廃棄物は、その排出された時期が平成24年4月13日以降であれば、対策地域内廃棄物には該当せず、「産業廃棄物又は事業系一般廃棄物」に該当する。

（再意見の理由）

国は対策地域内廃棄物に該当する廃棄物を極めて限定的に解釈しているため。

また、法解釈上、対策地域内廃棄物に該当しない廃棄物であっても、原発事故による避難の経緯等から、対策地域内の廃棄物については、国の責任により処理すべきであると考えられるため。

### 3 汚染廃棄物対策地域内の動物の死体の処理

- ・安楽死家畜は大部分が対策地域内廃棄物に該当することから、国の責任で処理することは法に規定されているので、その処理スキームを具体的、かつ、早急に示すこと。
- ・捕獲イノシシは対策地域内廃棄物には該当しないが、事業主体である環境省に処理責任がある。「一時埋却」が長期化することは適当ではなく、被災地域の復興の支障にもなり得るので、早期に適正処理する必要がある。
- ・環境省から示された意見「地権者への掘り起こしの要否の確認についても、対応の整理がつき次第、関係者で順次確認していく必要があると考えております。」については、環境省が主体となって行うべき必要な事項である。
- ・さらに、地権者の多くは、将来の掘り起こし・最終処分を前提に一時埋却を承諾したとの話を聞いている。

(再意見の理由)

対策地域内廃棄物は国の責任により処理すべきであるため。

また、法解釈上、捕獲イノシシは対策地域内廃棄物に該当しないが、事業実施者が国であることから、国の責任により処理すべきであると考えられるため。

### 4 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物等に係る処理の促進

- ・市町村等が行う実証事業や安全対策に要する経費について、市町村等に個別に賠償請求させることは適切ではないので、財政支援などの対策を講じる必要がある。なお、財政支援等に対し、法の規定等の裏付けが必要であるならば、法令やガイドライン等に規定していただきたい。
- ・効果を実証された技術については、“周知”にとどまらず、法令やガイドライン等に採用するなどして、市町村等が採用しやすいものとする必要がある。

(再意見の理由)

汚染廃棄物の処理は市町村等に責任があるものではなく、個別に市町村等に賠償請求の負担を負わせるのは適切ではないことから、国が責任をもって財政措置すべきであると考えられるため。

### 5 旧警戒区域の漁場におけるがれきの撤去及び処分

- ・旧警戒区域の海域に流出した災害廃棄物の処理について、国の考え方及びその根拠を具体的に示していただきたい。

(再意見の理由)

漁場がれきは、事業者の責任で処理を行う産業廃棄物となるとの見解を示しているが、改めて国の考え方及び法的根拠等を確認するため。